

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 社長が会社に金銭を貸付けた場合

Q : 私の経営する会社は、今年に入ってから売上高が落ち込み資金繰りが悪化しているため、社長である私は、銀行から500万円を借入れて会社に貸付けることにしました。利息はもらわないつもりですが、税務上問題はありますか？

A : 社長が会社に対して無利子で貸付けることについては税務上何ら問題はありません。

【解説】

会社は、利益の追求を目的として設立されたものですから、会社が金銭の貸付けを行った場合には、当然、その貸付けに対する利息を徴収しなければなりません。個人は必ずしも利益だけを追求するものではありませんので、ご質問のように、社長が会社は無利息で金銭を貸付けても、税務上、何ら問題になることはありません。

また、社長が会社から利息を受け取る場合でも、通常の貸付利息（他から借入れて貸付けた場合はその借入金の利率、それ以外の場合はおおむね年10%以下の利率で計算した利息）を超えない程度のものであれば、特に問題になることはありません。（通常の貸付利息を受け取っているものとみなして所得課税されるということはありません。）

ただし、受け取った利息相当額は、雑所得の収入金額として申告しなければなりません。なお、この場合、ひも付きで銀行に支払う利息があるときは雑所得に係る必要経費として収入金額から控除することができます。

